最終更新日:2015年7月1日
ウシオ電機株式会社
代表取締役社長 浜島 健爾
問合せ先:経営本部 経理財務部 03-3242-1816
証券コード:6925
http://www.ushio.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営の透明性及び効率性を確保すること、並びに会社をとりまくステークホルダーの期待に応えて企業価値を増大させていくことがコーポレート・ガバナンスの基本と考えており、経営の最重要課題のひとつであると認識しております。
当社としては、このコーポレート・ガバナンスを実現していくために実効性と透明性のある以下のような監督機構を整備しております。
当社の経営管理組織としては、経営方針等の重要課題に関する意思決定及び業務執行の監督機関として「取締役会」(社外取締役3名を含む11名)、業務執行機関として「代表取締役」、監査機関として「監査役会」(社外監査役3名を含む5名)を設置しております。さらに、当社及びグループ全体の経営戦略や中長期の経営方針等を審議するため「経営協議会」「グループ経営協議会」を設け、取締役会の意思決定を支援するとともに、代表取締役の業務執行の強化や迅速性を高めるため「事業部制度」や「執行役員制度」を導入しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,947,800	6.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,752,800	4.12
オーエム04 エスエスビー クライアント オムニバス	5,293,526	3.79
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	4,274,921	3.06
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,248,022	3.04
ジェーピー モルガン チェース バンク 385174	4,180,200	2.99
株式会社りそな銀行	3,616,109	2.58
朝日生命保険相互会社	3,305,500	2.36
牛尾 治朗	3,226,714	2.31
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	2,949,070	2.11

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

1. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成23年10月17日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成23年10月7日現在で、その共同保有者である株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

氏名又は名称、住所、保有株券等の数、株券等保有割合
株式会社三菱東京UFJ銀行、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号、4,248,022株、3.04%
三菱UFJ信託銀行株式会社、東京都千代田区丸の内一丁目4番5号、7,863,055株、5.63%
三菱UFJ投信株式会社、東京都千代田区丸の内一丁目4番5号、282,100株、0.20%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、東京都千代田区丸の内二丁目5番2号、433,208株、0.31%

2. スプラスグローブ・インベストメント・マネジメント・リミテッドから、平成25年11月21日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成25年11月15日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称、住所、保有株券等の数、株券等保有割合
スプラスグローブ・インベストメント・マネジメント・リミテッド、181 University Avenue Suite 1300 Toronto, Ontario Canada M5H 3M7、11,356,800株、8.13%

3. プラチナム・インベストメント・マネージメント・リミテッドから、平成26年2月13日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成26年2月5日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称、住所、保有株券等の数、株券等保有割合
プラチナム・インベストメント・マネージメント・リミテッド、Level 8, 7 Macquarie Place, Sydney NSW 2000, Australia、8,436,189株、6.04%

4. 株式会社りそな銀行から、平成26年6月19日付で提出された大量保有報告書により、平成26年6月13日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

氏名又は名称、住所、保有株券等の数、株券等保有割合
株式会社りそな銀行、大阪市中央区備後町二丁目2番1号、7,068,409株、5.06%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中前　忠	他の会社の出身者											
原　良也	他の会社の出身者								△			
金丸　恭文	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中前　忠	○	――	中前忠氏は、国際経済及びグローバルマーケットに関する幅広い知見と、企業経営者としての豊富な経験に基づく高い見識を有しており、業務執行を行う経営陣とは独立した公正中立な立場から経営全般にわたり監督・助言いただいています。なお、同氏が代表する会社と当社との間には取引関係はありません。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。以上のことから、一般株主と利益相反の関係にはない独立役員であると判断しております。
			原良也氏は、証券会社における経営者としての豊富な経験と資本市場に関する深い知見を有しており、業務執行を行う経営陣とは独立した公正中立な立場から経営全般にわたり監

原　良也	○	原良也氏は、大和証券(株)の元代表取締役であり、同社と当社との間にはアドバイザリー契約等取引があります。	督・助言いただいています。なお、同氏は取引のある証券会社の元代表取締役ではあるものの、同社及び当社双方の売上高に対する取引額の割合は小さく、当社の意思決定に対して影響を与える取引関係はありません。また、同氏と当社との間に利害関係はありません。以上のことから、一般株主と利益相反の関係にはない独立役員であると判断しております。
金丸　恭文	○	―――	金丸恭文氏は、情報通信及びITコンサルティング会社の創業者・経営者としての豊富な経験と深い知見を有しており、業務執行を行う経営陣とは独立した公正中立な立場から経営全般にわたり監督・助言いただけるものと認識しております。なお、同氏が代表する会社と当社の間には取引関係はありません。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。以上のことから、一般株主と利益相反の関係にはない独立役員であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、役員報酬等の体系及び水準並びに個々の役員の業績への貢献度評価について公平性及び妥当性を確保するため、委員長及び半数以上の委員を社外取締役で構成する報酬諮問委員会を設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、業務管理や業務手続の妥当性等の監査を実地での監査を基に行なっております。内部監査部門は、監査役宛に年間の監査計画書を提出して具体的な監査方針を説明するとともに、監査役に対して内部監査結果を適宜報告するほか、必要に応じて監査役と協議をするなど連携を図っています。
会計監査人は監査役宛に年間の監査計画書を提出して具体的な監査方針を説明するとともに、四半期・期末決算における四半期レビュー・会計監査の際には監査役に対してレビュー・監査結果の要旨を報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m

服部　秀一	弁護士										○			
米田　正典	他の会社の出身者										△			
野崎　清二郎	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
服部　秀一	○	服部秀一氏と当社との間には顧問契約があり、法律顧問としての報酬を支払っております。	服部秀一氏は、企業法務を専門とする弁護士であり、法律家としての専門知識及び経営に関する高い見識と監督能力を有しており、経営陣とは独立した公正中立な立場から監視・助言いただいています。なお、同氏と当社との間には顧問契約の締結があり、法律顧問としての報酬を支払っておりますが、その報酬額は多額なものではなく、また、同氏が所属する弁護士事務所にとっても当社への経済的依存が生じるほどの影響はなく、当社の意思決定に影響を与える取引関係はありません。以上のことから、一般株主と利益相反の関係にはない独立役員であると判断しております。
米田　正典	○	米田正典氏は、あいおいニッセイ同和損害保険(株)の元代表取締役であり、同社と当社との間には保険契約取引があります。	米田正典氏は、保険会社における経営者としての幅広く高度な見識及び豊富な経験を有しており、経営陣とは独立した公正中立な立場から監視・助言いただいています。なお、同氏は取引のある損害保険会社の元代表取締役ではあるものの、同社及び当社双方の売上高に対する取引額の割合は小さく、当社の意思決定に対して影響を与える取引関係はありません。また、同氏と当社との間に利害関係はありません。以上のことから、一般株主と利益相反の関係にはない独立役員であると判断しております。
野崎　清二郎	○	野崎清二郎氏は、(株)りそな銀行の元業務執行者であり、当社は同行より借入を行なっています。	野崎清二郎氏は、金融機関における豊富な経験と、財務等に関する豊富な知見を有しており、経営陣とは独立した公正中立な立場から監視・助言いただけるものと認識しております。なお、同氏は取引銀行出身者ではあるものの、当社の総資産に占める同行からの借入金額の割合は少なく、実質無借金の状態にあるため、当社の意思決定に対して影響を与える取引関係はありません。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。以上のことから、一般株主と利益相反の関係にはない独立役員であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額相当の金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役位及び業績（連結営業利益・ROE）達成度等に応じて取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭が交付及び給付される株式報酬制度です。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬額の合計を総額開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役は、取締役会の議案について充分な検討ができるように事前に各担当部門より説明を受けており、また他の取締役及び監査役との個別の情報交換、意見交換等を行なっております。
社外監査役は、監査役会において他の監査役による監査並びに内部監査部門（内部統制部門を含む）による監査の内容について説明及び報告を受け、また会計監査人からは監査方針の説明及び監査結果について報告を受けるなど相互に連携するほか、随時情報交換、意見交換等を行なっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社の経営管理組織としては、経営方針等の重要事項に関する意思決定及び業務執行の監督機関として、取締役11名（全員が日本人かつ男性）（うち社外取締役3名）により構成する取締役会を開催しております。また監査機関として監査役5名（全員が日本人かつ男性）（うち社外監査役3名）は原則として定期的に開催される取締役会へ出席するとともに監査役会を2ヶ月に1回程度開催しております。さらに当社並びにグループ全体の経営戦略や中長期の経営方針等を審議するために定期的に経営会議を開催するとともに主な海外国内子会社の代表者を招致し、年1回グループ経営会議を開催しております。会計監査の状況としては、新日本有限責任監査法人に会計監査（内部統制監査を含む）を依頼しており、公認会計士7名会計士補等12名の体制であり、指定有限責任社員・業務執行社員は池上玄氏（継続監査年数7年以内）、田中宏和氏（継続監査年数7年以内）、北本佳永子氏（継続監査年数7年以内）であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の取締役会は、社内取締役8名と独立性の高い社外取締役3名の計11名で構成されております。事業内容に精通した社内取締役による迅速な意思決定が図られる一方、経営から独立した社外取締役を選任することにより、経営監督機能を強化し、経営の客観性を維持しております。また、当社では監査役設置会社形態を採用しており、財務・会計に関する知見を含めそれぞれ専門的な知見を有する独立した社外監査役を3名選任しております。これにより、客観性及び中立性を持った監視機能を確保するとともに、監査役及び監査役会が内部監査部門との連携を図ることで監査機能の強化を推し進め、経営に対する監督機能が充分に機能しているものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より3営業日前に招集通知を発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	2006年６月開催の株主総会より議決権行使専用ウェブサイトに基づくインターネット議決権行使を行なっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2007年６月開催の株主総会より株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	当社ホームページ及び議決権電子行使プラットフォームにおいて、招集通知の英訳版（要約）を掲載しております。
その他	当社ホームページにおいて、招集通知及び招集通知の英訳版（要約）を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第２四半期・期末決算において代表取締役社長もしくは取締役財務担当役員自らが説明しております。また、第１四半期・第３四半期決算においては、電話会議で説明を行ない、どちらも取締役財務担当役員がスピーカーを務めております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年数回、定期的に代表取締役社長が海外投資家とのミーティングやカンファレンスに参加し、実績の説明をしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	アニュアルレポート、決算短信、四半期決算短信、決算説明資料、通期及び中間報告書、有価証券報告書、四半期報告書、サステナビリティレポート	
IRに関する部署（担当者）の設置	コーポレートコミュニケーション部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業理念」、「私たちの行動指針10」において規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の社会・環境課題をはじめサステナビリティに関する課題は、「CSR行動計画」に表し、計画的に取り組んでいます。 また、サステナビリティレポートを毎年作成しております。当社は代表的な社会的責任投資(SRI=Socially Responsible Investment)の指標である「FTSE4 Good Global Index」銘柄に2004年から11年連続して選定されており、また加えて指標銘柄「FTSE4 Good Japan Index」にも選定されております。当社は国際的に認められた一連の社会的責任基準を満たす日本企業として外部評価をいただいております。 なお、当社は2010年に国連グローバルコンパクト10原則に署名し、CSRについての積極的な活動を行なっております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示そのものも社会的責任遂行のひとつと考え、サステナビリティレポートなどでのCSR活動の情報提供に加え、直接的(展示会・工場見学会・各種説明会)または間接的(ホームページ・社内報・掲示板)に情報の開示を行ない透明性の高い経営を実施し、ステークホルダーからの信頼を得るよう努めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社並びにグループ全体の内部統制システムを整備しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、全社員が法令、定款及び当社の企業理念を遵守した行動をとるための、行動指針を定める。また、その徹底を図るためコンプライアンス担当部門を設けることとし、内部監査部門はコンプライアンス担当部門と連携の上、状況を監査し、適宜取締役会及び監査役会に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、別途定める社内諸規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存、管理する。また、取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧することができるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスク管理規程においてコンプライアンス、環境、品質、財務、法務、災害、情報および輸出管理等のリスクの種類毎に責任部門を定め、各責任部門において規則やガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成や配布等を行なうものとし、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役又は執行役員を定める。また、リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、担当取締役ないし執行役員は速やかに取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
当社は、重要性に応じた意思決定を行なうこととし、決裁権限規程において権限の委譲と責任体制の明確化を図るとともに、執行役員制度により意思決定の迅速化を図る。また、情報技術(IT)を活用し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を行なうことで、目標達成の精度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社グループにおいても当社と共通の企業理念および行動指針を定め、グループ全社にコンプライアンス意識の醸成を図る。また、グループ各社において、規模や業態等に応じて、コンプライアンス担当や内部監査担当を配置し、当社のコンプライアンス担当部門や内部監査部門と連携する。
(2)当社グループは、グループ経営協議会や個別定例会議を開催し情報の共有化を図る。また、当社はグループ各社から月例報告により定期的に報告を受けるとともに、重要事項については事前協議を行なう。
(3)当社におけるリスクの種類毎に定める責任部門が、グループ各社の関連部署と連携することにより統括的に当社グループのリスク管理を行なう。
(4)当社グループにおける中長期の目標を共有するとともに、グループ各社の目標値を年度予算として策定し、それらに基づく業績管理を行なう。また、当社からグループ各社に取締役及び監査役を必要に応じて派遣する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
(1)当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当該使用人の設置方法、人数、資質等について監査役と協議のうえ当該使用人を置くものとする。
(2)当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人の監査役の職務の補助に対する取締役の指揮命令、当該使用人の報酬又は人事異動等について、監査役会の意見を尊重し決定する。
(3)監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、また、当社の取締役及び使用人は、監査役の職務を補助すべき使用人の業務が円滑に行なわれるよう監査環境の整備に協力する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項
(1)当社の取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループ全体に著しい影響を及ぼすおそれのある事項、毎月の経営状況として重要な事項、内部監査の実施状況等を適宜報告する。
(2)当社は、当社グループの取締役、監査役及び使用人が当社もしくは自己の会社の監査役への報告、又は内部通報制度等により外部の窓口への報告をすることができる体制を、規模や所在地域等に応じて確保する。
(3)当社は、監査役への報告又は内部通報制度等による報告をしたことを理由として、当該報告を行なった者に対して不利益な取扱をしないことを社内規程において明示する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
当社は、監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
監査役会は、会計監査人及び内部監査部門との間で定期的な意見交換を実施する。また、監査役会に対し、経理担当部門が主体となり監査が実効的に行われるための補助を行なう。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「社会の秩序や安全に悪影響を与える反社会的団体やグループ、人物などと関わりを持たない」ことをすべての取締役、監査役及び使用人が守るべき基本的な行動規範を定めた行動指針において宣言している。また、総務部門を統括部門とし、情報の集約化を図るとともに、地元警察署や関連団体との連携を図り、反社会的勢力に関する情報収集に努めている。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

